

「第2次枕崎市男女共同参画プラン」
令和3年度実施状況

令和5年2月
枕崎市企画調整課

【目次】

1. 第2次枕崎市男女共同参画プランについて	1
(1) 基本理念	
(2) 基本目標	
(3) 重点的に取り組むこと	
(4) 進行管理	
2. プランの推進体制について	2
3. プランの事業実績に対する評価について	2
(1) 評価の流れ・評価方法	
4. 評価結果	7
(1) 「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度及び評価	
(2) 「重点的に取り組むこと」ごとの各調査結果	
1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	
2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	
3 男女共同参画の推進を担う人材の育成	
4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	
5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	
6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	
7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	
8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	
9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	
11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	
5. 参考資料	35
(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程	
(2) 枕崎市男女共同参画推進条例	

1. 第2次枕崎市男女共同参画プランについて

枕崎市では、平成14年度に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識や根強い慣習等をなくし、女性も男性も個人として尊重され、その能力を十分に発揮し、積極的に社会参加できる社会の実現に向けた取組を進めてきました。

この取組を更に前進させるため、平成24年3月には「第2次枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のための取組を進めているところです。

「男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の『男女共同参画社会』の実現」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、重点的に取り組むこととして11の項目に基づく各事業を実施しています。

(1) 基本理念

男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の「男女共同参画社会」の実現

(2) 基本目標

- ・男女共同参画社会についての理解の浸透
- ・男女の人権の尊重を基盤に多様な生き方を支える環境づくり
- ・男女共同参画の視点に立った地域づくりに関わる推進体制の整備

(3) 重点的に取り組むこと

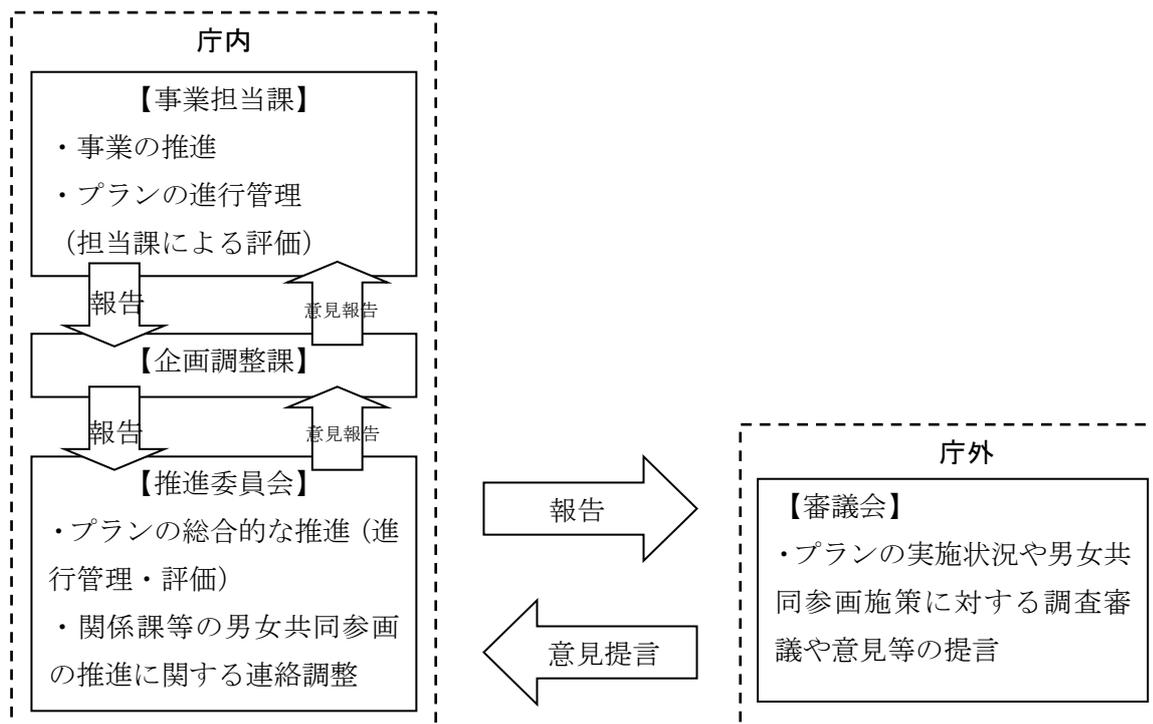
- 1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実
- 2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透
- 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成
- 4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し
- 5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援
- 7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- 9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり
- 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

(4) 進行管理

「第2次枕崎市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）」の計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間となっています。

プランの進行管理をするため、実施状況の把握を年次ごとに行い、庁内の関係課長級を委員として構成される「枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」や庁外の方で組織される「枕崎市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置し、男女共同参画事業の実施状況の評価を行っています。

2. プランの推進体制について



3. プランの事業実績に対する評価について

(1) 評価の流れ・評価方法

① 一次評価 (担当課)

担当課が前年度に行った事業を自己評価したものです。

実施事業について、男女共同参画社会の形成を促進する観点からみた事業効果や課題等について「事業評価シート」により評価を行っています。

担当課の入力項目は、塗りつぶされている部分です。

- ・担当係, 担当者氏名, 内線
- ・対象事業名, 実施した内容 (実績)
- ・担当課評価 (1) 事業の企画や実施にあたり配慮した項目
- ・担当課評価 (2) 事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題

評価対象の事業は49事業 (※複数の課が担当となっている事業もある), 担当課等は11課等となっています。

(ア) 事業評価シート

調査年度	令和〇〇年度	担当課	企画調整課	担当係	政策推進係		
対象年度	平成△△年度	担当者氏名	枕崎 太郎	内線	219		
プランでの位置づけ	重点的に取り組むこと		1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実				
			3 男女共同参画の推進を担う人材の育成				
実施事業	No. 1 男女共同参画に関する研修会の実施						
男女共同参画の視点に立った事業の必要性	<p>男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりが男女共同参画社会について「正しい」理解を深める必要がある。</p> <p>学習内容によっては一人ひとりの男女共同参画意識に影響を及ぼす場合もあるので、学習内容の企画にあたっては、男女共同参画社会基本法の基本理念(※1)を踏まえた上で、固定的性別役割分担意識を助長するものではないか、画一的な家族像等により「あるべき姿」を無意識に強調するものではないか等に配慮する。</p> <p>特に、本市においても男女共同参画社会の形成に向けての大きな阻害要因となっている「固定的性別役割分担意識」の解消に向けて、市民一人ひとりの主体的な取組への意識が高められるよう研究する。</p> <p>学習機会の提供(実施)にあたっては、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や若年層の参加促進に努めるとともに、子育て期にある人や障害のある人など、多様な立場にある人が参加しやすい配慮を行い、参加機会の不平等がないよう配慮する。</p> <p>また、市におけるあらゆる施策の推進が、男女共同参画社会の形成の促進につながるよう、男女共同参画についての全庁的な理解の共有と職員一人ひとりの男女共同参画の意識の涵養(※2)を図る職員研修を実施する必要がある。</p>						
対象事業名	・男女共同参画研修会の開催						
実施した内容(実績)	<p>【男女共同参画研修会】(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時:平成△年□月×日(火)午前と午後の2回開催 ・参加者:53名(男性37名,女性16名) ・内容:これまでの私を振り返るつぶやきワークショップ ・講師:枕崎 花子さん(オフィス枕崎) <p>【男女共同参画フォーラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成△△年度は、県のアドバイザー派遣事業と調整がつかず開催なし 						
担当課評価(1)事業の企画や実施にあたり配慮した項目についてそれぞれ記入してください。							
※ ○:(配慮した), ×:(配慮しなかった), —:(該当しない)							
○	①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。						
○	②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。						
○	③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。						
○	④教育・学習・人材育成に関わる事業(研修等)において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。						
○	⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業(研修等)の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。						
○	⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握(アンケート)等を行った。						
○	⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題(DV, セクシュアル・ハラスメント, リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※3) など)、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。						
○	⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。						
○ (配慮した)	8	× (配慮しなかった)	0	— (該当しない)	0	配慮度	100.0%
担当課評価(2)事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題について記入してください。							
・職員研修を午前と午後の2回開催することで、より多くの職員が参加できた。過去の研修会参加状況を知らせることで未受講者の参加へつながった。今後も参加しやすい環境を作ることで、より多くの職員が参加できるようにしたい。							

(イ) 配慮項目

事業の企画や実施にあたっての配慮項目は下記の①～⑧のとおり設定しています。

① 事業企画時の内容への配慮

事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定概念が反映されないよう注意を払った。

② 家族形態・生活形態の多様化への配慮

事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。

③ 事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮

事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。

④ 男女共同参画を直接的なテーマとする研修内容

教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。

⑤ 研修内容への配慮

教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。

⑥ アンケート等による男女別データの現状把握

実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。

⑦ 資料作成・広報時の表現への配慮

事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するとき、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{*}など）、男女の人権の尊重に抵触しないか、その表現についての注意を払った。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利。

平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された考え方で、今日、女性の人権の重要な1つとして認識されている。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題などがある。

⑧ 事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況

事業年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。

(ウ) 配慮度 (%)

① 担当課評価

配慮項目①～⑧について「○：配慮した」、「×：配慮しなかった」、「－：該当しない」で評価しています。

担当課が入力した配慮項目の評価をもとに、配慮度 (%) が自動算出されます。

配慮度は「－：該当しない」項目を除いたもののうち、「○：配慮した」項目の割合によって算出されます。

② 二次評価

それぞれの事業の配慮度に応じて「A～D」、「未実施」、「－（評価できない）」の6段階の評価を行っています。

配慮度（配慮できた割合）	評価
75%以上	A
50%以上75%未満	B
25%以上50%未満	C
25%未満	D
実施していない場合	未実施
該当事業がない場合	－（評価できない）

1つの事業に対し、複数の課が担当となっている事業がある場合は、各担当課の配慮度をもとに企画調整課が事業ごとの配慮度の評価を行っています。

③ 三次評価（推進委員会への報告）

プランの「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度を算出し、それに基づき「A～D」の4段階で評価しています。

配慮度（配慮できた割合）	評価
75%以上	A
50%以上75%未満	B
25%以上50%未満	C
25%未満	D

また、事業実績について、プランの「重点的に取り組むこと」ごとに進捗状況の評価しています。

取りまとめたプランの進捗状況は推進委員会へ報告します。推進委員会は、副市長を委員長とし、関係課長等で構成されています。

④ 審議会による評価（外部評価）

プランの進捗状況の庁内評価（内部評価）について、多角的な視点を高めるため、市民で構成する審議会に報告し、意見等をいただいています。

審議会は、学識経験者1名、市内の団体・事業所の代表者9名、一般公募2名の計12名による委員で構成されています。

⑤ 担当課へのフィードバック・公表

審議会の意見を付して、推進委員会から事業担当課へフィードバックし、見直し・改善を指示します。

また、事業実施状況に審議会の意見を付して、市のホームページで公表します。

4. 評価結果

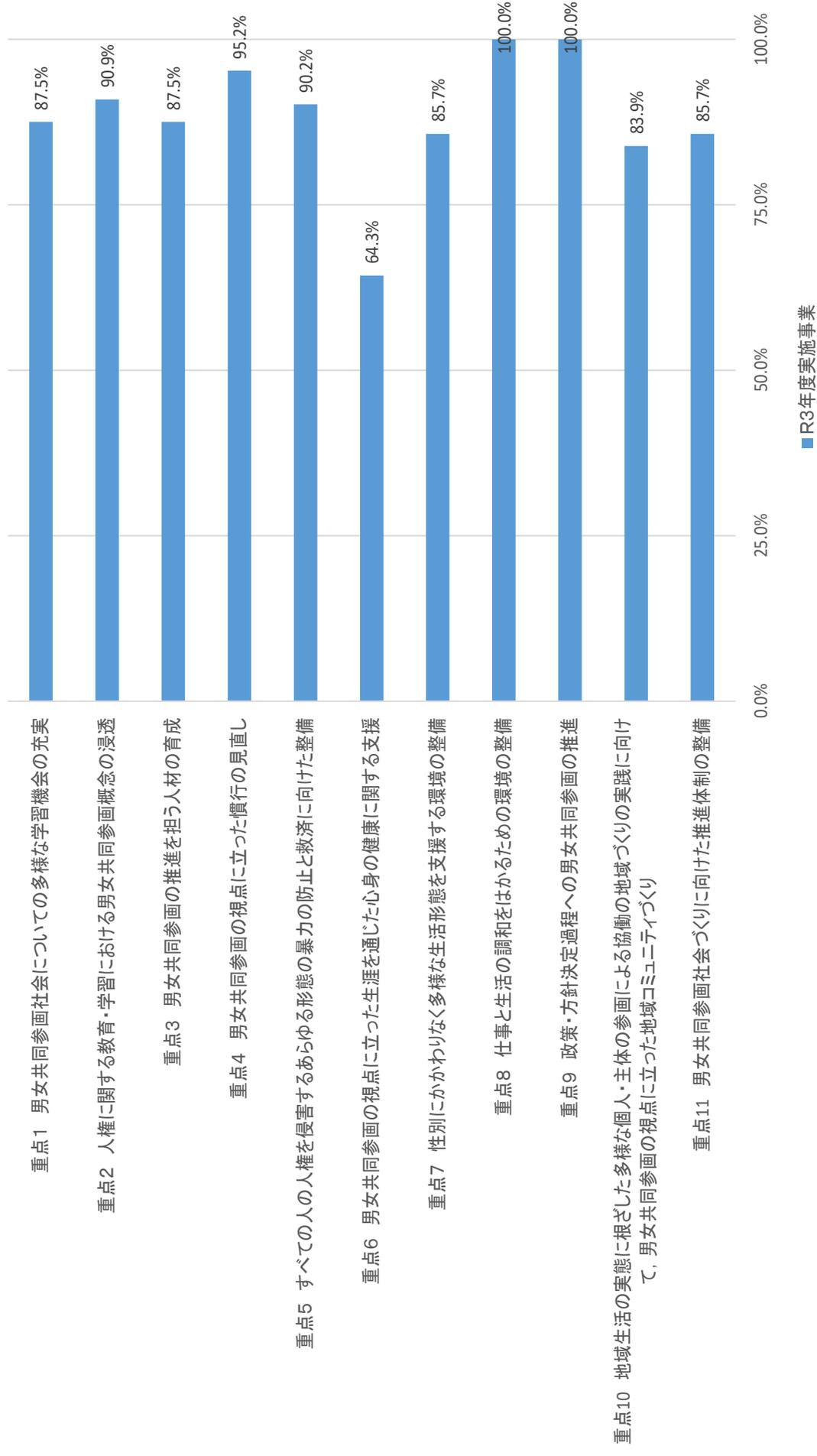
(1) 「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度及び評価

重点的に取り組むこと		配慮度	評価
重点1	男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	87.5%	A
重点2	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	90.9%	A
重点3	男女共同参画の推進を担う人材の育成	87.5%	A
重点4	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	95.2%	A
重点5	すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた整備	90.2%	A
重点6	男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	64.3%	B
重点7	性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	85.7%	A
重点8	仕事と生活の調和をはかるための環境の整備	100%	A
重点9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	100%	A
重点10	地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	83.9%	A
重点11	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	85.7%	A

【参考：配慮度の高い順に並び替えたもの】

	重点的に取り組むこと		配慮度
1	重点8	仕事と生活の調和をはかるための環境の整備	100%
2	重点9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	100%
3	重点4	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	95.2%
4	重点2	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	90.9%
5	重点5	すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた整備	90.2%
6	重点1	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	87.5%
7	重点3	男女共同参画の推進を担う人材の育成	87.5%
8	重点7	性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	85.7%
9	重点11	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	85.7%
10	重点10	地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	83.9%
11	重点6	男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	64.3%

「重点的に取り組むこと」ごとの男女共同参画の視点の配慮度 (重点取り組みごと)



(2) 「重点的に取り組むこと」ごとの各調査結果

【重点的に取り組むこと1】男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
1	男女共同参画に関する研修会の実施	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A	A
		・市人権問題啓発研修会の開催 ・男女共同参画研修会の開催	生涯学習課	75.0%	A	
3	教育現場における社会福祉教育の充実	・ボランティア体験学習 ・社会福祉についての学習 ・職場体験学習 等 (各学校での取組)	学校教育課	—	—	※各学校において実施
重点的に取り組むこと1・配慮度				87.5%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：2事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	2	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	2	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	1	1	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	0	0
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	0
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	1	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	2	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	0	0
重点的に取り組むこと1・配慮項目	14	2	0
重点的に取り組むこと1・配慮度（14/16）	87.5%		A

③ 主な取組状況

- ・ 市内の小・中・高校の養護教諭を対象にした男女共同参画研修会（15名参加）は、性被害から子どもたちを守る性教育について、県のスクールカウンセラーによる研修会を行った。
- ・ 市民を対象にした男女共同参画フォーラム（56名参加）は、防災・復興の場における男女共同参画について、国立女性教育会館の専門職員による研修会を防災担当部署と協力して実施した。
- ・ 男女共同参画ワークショップの授業を立神中学校と枕崎中学校3年生で行った。自分と他人との「違い」を認めることとは何かという問いからスタートし、自尊感情の育成と人間関係づくりについて学んだ。
- ・ 女性差別や性的マイノリティ問題、男女共同参画等を含む、人権問題全般に関する内容で研修会を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止した。そのため、8月の人権啓発強調月間や12月の人権週間の際は、市の広報紙や折り込み版に人権に関する記事を掲載し、広く市民への啓発活動を行った。

④ 【重点的に取り組むこと1】の進捗状況

全体的に見ると、事業の企画・実施にあたっての配慮度は87.5%である。

研修会について、性教育・防災・子どもへのワークショップ等の多様なテーマで取り組んでいる。

男女共同参画社会の形成に向けては市民一人ひとりが男女共同参画社会についての正しい理解を深める必要があり、本市においても男女共同参画社会の形成に向けての大きな阻害要因となっている性別による固定観念の解消に向けて、市民一人ひとりの主体的な取組への意識が高められるよう研究するとともに、これまで男女共同参画についての学習の機会の少なかった方の参加促進にも努める必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ コロナ感染症流行の中で、おおむね取組が進められており、評価できる。教育・学習の大切さを認識して実施されていると思います。この際、事務局として、性別固定観念の解消に向けて、市民の主体的取組への意識を高める具体策のイメージを模索（どんなアプローチが必要か）してほしい。
- ・ 学校関係への取組は少しずつ実施されているようだが、広く一般の市民（特に中高年、子育て世代）へのアプローチが必要であると感じる。
- ・ 「女性差別」、「性的マイノリティ問題」等については、実施できなかったが、次年度以降も実施の方向で計画してもらいたい。
- ・ 市広報紙等で特集を組むなどの仕掛けがあってもよいのでは。
- ・ このコロナ禍でも研修会等用意されていて評価できる。
- ・ コロナ感染症により難しい面もあるが、参加者が固定化してしまっている。幅広く周知していく必要があると思います。
- ・ 現存の取組でいいと思う。
- ・ 男女共同参画フォーラムや中学校でのワークショップ授業の実施は今後も続けていくことが重要だと思う。市民一人ひとりの主体的な取組が高められるよう広く市民への啓発活動は続けていく必要があると思う。
- ・ 多くの市民の参加が必要。
- ・ 「これまで男女共同参画についての学習の機会の少なかった方の参加促進にも努める必要がある」とありますが、そのとおりで、何かしら意識をもっている方たちには学習の機会が

あると思いますが、その他の方々に”新しい切り口”で学ぶ機会や興味をもてる場面が増えれば良いと思います。

- ・ 市民に深く理解してもらい、関心を持っていくためのPRも必要。
- ・ 講演会等、参加者があまり増えない、講師をもっと身近な所から起用する、「トナリのおばちゃん」的な親しみ・会話を交わせる人、体験談を入れるとか。
- ・ 枕崎市の繁栄は女性のエンパワーメントから、女性の動向が決める。
- ・ オンラインでの学習も良い。

【重点的に取り組むこと2】人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
4	人権の尊重に関する情報提供と意識の浸透	・特設人権相談所開設 ・広報紙・ホームページによる広報・啓発	総務課	100%	A
5	性の尊重に関する情報提供と意識の浸透	・性の多様性に関するポスター・チラシによる啓発	総務課	100%	A
6	学校における男女共同参画社会に関する教育の推進	・人権同和教育に関する教職員研修 ・人権教育研修紙「陽だまり」等の活用 ・「男女共同参画学びの広場」の活用	学校教育課	—	—
				※各学校において実施	
7	幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入	男女共同参画の視点を持ったビデオ・DVD等の整備及び貸し出し	企画調整課	75.0%	A
重点的に取り組むこと2・配慮度				90.9%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
7	幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入	実施事業なし	福祉課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：4事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとられることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	2	1	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	0	3

⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	1	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	1
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	3	0	1
重点的に取り組むこと2・配慮項目	20	2	10
重点的に取り組むこと2・配慮度（20/22）	90.9%		A

④ 主な取組状況

- ・ 特設人権相談所開設については、広報紙への掲載や、防災行政無線を活用した放送を行い、広く市民への周知を図った。
- ・ 人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間、「女性の人権ホットライン」強化週間等、広報紙やホームページや庁内グループウェアの掲示を行い、市民や職員への周知を図った。また人権週間においては市役所正面玄関に、人権週間コーナーを設置し啓発を行った。
- ・ 庁内にポスター掲示やチラシを配置することで、来庁者や市職員に対する意識啓発を行った。今後も様々な機会を活用した周知を行い、性の尊厳についての理解促進に取り組んでいく。
- ・ 男女共同参画関連で保育士等が参考となる研修会について、担当課では情報がないので男女共同参画主管課からの情報提供が必要。

⑤ 【重点的に取り組むこと2】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は90.9%となっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施できなかった事業があった。

配慮項目別にみると、③実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別の現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

人権意識の形成において地域社会が与える影響は大きく、地域におけるあらゆる活動において性別により差別的に取り扱われる制度又は慣行を廃止するよう取り組むことが求められる。

市全体で男女共同参画社会の形成を促進させるためには、教育・学習の機会を増やすことが重要であるとともに、これまで行われてきた様々な人権に関する教育・学習に携わるあらゆる主体に、男女共同参画概念を浸透させるための取組を推進していく必要がある。

⑥ 外部評価（審議会）

- ・ No.7 は実施事業が無いから（評価対象とならない）ということになるが、今後、この項目について、どうしていくのかのコメントもほしい。実施事業については評価できる。
- ・ 各団体、自治会等における長、リーダーに向けた概念の啓発は、定期的に行ったり、一人

でも多くの市民が触れられるようなチラシ，ポスターの掲示を広く掲げてもらいたい。

- 学校・教育委員会との連携，相談等できているのか？
- 多くの事業所に関心をもってほしい。
- 小学校，中学校での男女共同参画概念を浸透させるための取組みが必要と思われる。
- 人権に関する教育や学習を，増やしていく方向であれば，それと同時に男女共同参画概念をより浸透させていけると思います。
- 子どもの頃から男女の平等相互の理解を充実させる。
- 大人たちの考えは子どもたちに大きな影響を及ぼす。幼い頃からの家庭教育で，両親の思考で良くも悪くもなる。今の世代はこちら側から見る限り共同参画を当然として受け止めている人が増えている。私たちの世代では驚き。
- 事業所や市役所の従業員や職員にも学習が必要。

【重点的に取り組むこと3】男女共同参画の推進を担う人材の育成

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				割合	評価	
8	人権問題に対する指導者養成の研修	・枕崎市男女共同参画推進事業 ・子どもたちの男女共同学びの広場推進事業	生涯学習課	87.5%	A	
9	外国人に対するボランティアの育成	外国語ボランティア登録制度	企画調整課	100%	A	
10	女性リーダーの育成	・男女共同参画研修会の開催 ・県男女共同参画地域推進員の養成 ・まくらざきハーモニーネットワーク委員会の活動支援	企画調整課	100%	A	A
		・青少年講座，地域づくり成人講座，長期・短期公民館講座，リクエスト講座	生涯学習課	66.7%	B	
1	男女共同参画に関する研修会の実施	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A	A
		・市人権問題啓発研修会の開催	生涯学習課	75.0%	A	
重点的に取り組むこと3・配慮度				87.5%	A	

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
9	外国人に対するボランティアの育成	該当事業なし	生涯学習課	—	—
46	県地域推進員との連携	該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：6事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって，その内容に，性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	5	0	1
②事業の対象者を，「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や，性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとられることなく，家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	5	0	1
③事業実施にあたって，性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより，参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう，情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	5	0	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において，男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	2	2

⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	4	0	2
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	3	2	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	6	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	5	1	0
重点的に取り組むこと3・配慮項目	35	5	8
重点的に取り組むこと3・配慮度（35/40）	87.5%		A

④ 主な取組状況

- 令和3年度は、市の事業2回、県の事業1回を本市で実施した。児童生徒の学びの中では、人と人の違いをお互いに認め合い、男女共同参画社会の実現に向けた取組について考えた。県の事業においては、児童生徒だけではなく、大人を対象とした男女共同参画の学びの場を設け、地域も巻きこんだ啓発活動を実施することができた。
- 外国語ボランティア登録制度は近年派遣実績がなく、課題を把握できていない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、広く市民を対象とした講演会の開催ができなかった。今後はやり方を工夫して様々な研修会を開催し、男女共同参画について学ぶ機会を広く確保し、人材育成に努めたい。
- 令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響は続き、多くの講座が中止となり、活動の場を設けることが厳しい状況であったが、様々な対策を講じて令和2年度とほぼ同等の開催状況となった。以前は、囲碁講座や将棋講座など男性の参加が多い講座が主流だったが、近年は女性が1人でも気軽に参加できるような講座（フラワーアレンジメント講座、絵手紙講座、音楽講座、料理講座、手芸講座、太極拳講座等）を開講した。また、講師を女性に依頼することで、女性の受講生が増加した。講座の終了後は、趣味特技指導ボランティアなどを通じて、女性リーダーの活躍につなげていければと思う。
- 県が委託する県男女共同参画地域推進員は本市では令和3年度は2名で、令和4年3月で任期が満了し、退任1名・再任1名・新規就任1名となった。本市の男女共同参画の推進のために連携して取り組んでいきたい。

⑤ 【重点的に取り組むこと3】の進捗状況

事業の企画実施にあたっての配慮度は87.5%である。

配慮項目別にみると、④研修テーマ、⑥アンケート等による男女別データの現状把握、⑧担当者の男女共同参画に関連する事業・研修への参加について、取組の強化を要する事業がある。

男女共同参画に関する理解を市の隅々まで広めるために、男女共同参画フォーラムの開催や家庭・地域・職場・学校などのあらゆる分野における活動に参画する機会を確保し、男女共同参画の

推進を担う人材の養成・確保を継続して実施していく必要がある。

⑥ 外部評価（審議会）

- ・ No. 9, No. 46 についても No. 7 と同様，コメントしてほしい。人材育成全体については上手くやっていると思います。
- ・ ワークショップなどを通して男女が協働できる場を設定することが必要だと感じる。
- ・ どうやって探す？
- ・ 若い方の意識を高める。
- ・ 児童生徒，大人，幅広い年齢層を対象に男女共同参画について学ぶ機会を確保して，推進を担う人材の養成，育成を継続していく必要があると思われる。
- ・ 県男女共同参画地域推進員の方に，具体的な取組についてお話しいただき，交流をもち，男女共同参画推進のために身近なお手本となっただけたらと思います。
- ・ 人材の育成，人材は見つけて育てるもの。放っていても芽は出ない。
- ・ 家庭と職場，両立は非常に厳しい。皆厳しい経験で悲鳴を上げる時もあるがそこを若さで押し切ってほしい。でないといつ迄も何も変わらないから。
- ・ 公民館講座等の会合で広報する。

【重点的に取り組むこと4】男女共同参画の視点に立った慣行の見直し

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				達成率	評価	備考
11	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	・男女共同参画研修会の開催 ・広報紙での男女共同参画に関する連載	企画調整課	100%	A	A
		・市内各学校・幼稚園・保育園の家庭教育学級，高齢者学級の人権問題啓発研究会 ・市人権問題啓発研修会	生涯学習課	87.5%	A	
12	職場における差別的慣行・制度について改善するための啓発	・リーフレットによる広報・啓発	水産商工課	100%	A	
重点的に取り組むこと4・配慮度				95.2%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	2	1	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	0	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	0	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	3	0	0
重点的に取り組むこと4・配慮項目	20	1	3
重点的に取り組むこと4・配慮度（20/21）	95.2%		A

③ 主な取組状況

- ・ 性被害から子どもたちを守ることや防災・復興に関する男女共同参画の視点など、従来の社会制度や慣行を見直すきっかけになるようなテーマで研修会を開催することができた。
- ・ 令和3年度より条例が施行され、令和4年3月に第3次枕崎市男女共同参画基本計画を策定したことから、更に総合的かつ計画的に意識啓発に努めていきたい。
- ・ 枕崎市では、各学校・幼稚園・保育園のPTAや家庭教育学級、高齢者学級において年1回以上人権に関する研修会の実施を呼びかけている。昨年度は、幼稚園・保育園0回、小学校2回、中学校4回、高齢者学級0回という実施結果であった。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施が難しいところもあったかと思うが、やはりここについては毎年100%を目指していきたい。
- ・ 厚生労働省や労働局が作成するリーフレット等を活用し、市民ホールや水産センターに常備し啓発を行った。今後、各職場で育児休暇が取得しやすい環境をつくるため広報紙等による意識啓発に努める。

④ 【重点的に取り組むこと4】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は95.2%と高い。

配慮項目別にみると③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮について、取組の強化を要する事業がある。

社会制度や慣行はそれぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものである。しかし、これらの慣行等が結果的に男女に中立に機能しない場合や性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻む要因となり得ることから、市民・企業へリーフレット等を継続した意識啓発や働きかけを行うなど、さらに取組の強化を図っていく必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ 最近「慣行の見直し」については、余り話題になっていない。（解決、解消が進んだとは思えないが…）どんな見直すべき慣行が残っているのか、具体例をあげて論議する機会、場も必要なのかもしれないと思います。
- ・ まずは、公的機関の中から、不適切かつ不必要と思われる慣行について積極的に見直すよう働きかける。
- ・ 慣行は長い歴史のなかで目的や経緯をもって生まれてきたものでもあるので改めていくことは容易ではないが見直しや意識啓発に努めていかなければならないと思う。
- ・ 長年継続され続けてきた慣行は、常識となりがちであるが、非常識であるということを理解していくための意識啓発を強化しない限り、なかなか見直しに至らないでしょう。
- ・ 農家の多い集落では昔ながらの集落経営（が続いている）。
- ・ それぞれの方法を語り合い共同参画視点で（考えてほしい）。
- ・ 広報紙への連載等、多くの人々に認識してもらう。

【重点的に取り組むこと5】すべての人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				達成率	評価	評価
13	配偶者等に対するあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	・各種研修会への参加 ・家庭児童相談員の配置 ・要保護児童や特定妊婦のいる家庭への個別支援会議 等	福祉課	100%	A	
14	配偶者等からの暴力に対する支援・問題に関する相談体制の整備	・各種研修会への参加 ・家庭児童相談員の配置 ・要保護児童や特定妊婦のいる家庭への個別支援会議 等	福祉課	100%	A	
15	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた研修の実施・意識啓発	・アンケート調査の実施	総務課	100%	A	A
		・市管理職研修会	学校教育課	100%	A	
		・男女共同参画研修会の開催 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A	
16	青少年の性の尊重	・市養護教諭研修会	学校教育課	100%	A	
17	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A	
18	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A	
19	広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施	・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A	
20	啓発用リーフレットの活用	・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	100%	A	
21	講演会や研修会等の開催による	・男女共同参画研修会の開催 ・DV対策庁内連絡会議の開催	企画調整課	87.5%	A	

	啓発の実施				
22	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページによる広報 ・市内公共施設へのチラシ配布による広報 ・職員掲示板による広報 	企画調整課	100%	A
23	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）を中心とした広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発 	企画調整課	83.3%	A
重点的に取り組むこと5・配慮度				90.2%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度
24	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	男女共同参画研修会の開催	企画調整課	未実施

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：13事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	10	0	3
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	9	0	4
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	7	0	6
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	3	0	10
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	10
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	6	7
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシャル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	10	0	3

⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	13	0	0
重点的に取り組むこと5・配慮項目	55	6	43
重点的に取り組むこと5・配慮度(55/61)	90.2%		A

④ 主な取組状況

- ・ 職員へのアンケートはメンタルヘルスに関するものであったため、ハラスメントに関する記載が可能であるかの認識が薄かった可能性がある。
- ・ セクシュアル・ハラスメント等の防止に向け、職員のモラル全般の向上や服務規律の厳正確保について、管理職への指導を行った。各学校が職員研修等を通して全職員がこの問題が社会の構造的な問題であることへの理解を深め、継続的に意識を向上させていく必要がある。
- ・ 夏季自主研修会では、佐々木光江子さんを講師として招き、「性被害から子どもたちを守るために」という演題のもと、講演会を開催した。そのなかで、スクールカウンセリングの事例から見えてくる性的問題行動が生じる要因を知り、具体的な性教育のあり方について理解を深めることができた。
- ・ 図書館において、図書館ボランティアの子どもたちにツリーの設置やDVの概要・相談機関が掲載されたしおりづくりに協力してもらい、子どもを含めた啓発を行った。パープルリボンツリーやDVパネルの設置、広報紙やホームページ等を通してDV根絶の広報・啓発を行った。
- ・ 令和3年度はDVに関する研修会は開催できなかった。DV対策庁内連絡会議を6月に開催し、関係課で情報共有や情報交換を行った。

⑤ 【重点的に取り組むこと5】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は90.2%と高い。

配慮項目別にみると、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

また、デートDV防止に関する教育・啓発の推進については、令和3年度は未実施となっており、毎年継続して取り組む必要がある。

DVやセクシャルハラスメントなど、性別に起因するあらゆる形態の暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為であり、その根絶に向けた取組を推進することは男女共同参画社会を形成していく上で喫緊の課題である。本市においても関係課や関係機関と連携し、暴力の根絶に向けた総合的な施策展開に取り組んでいく必要がある。

⑥ 外部評価（審議会）

- ・ 暴力の防止に関しては、誰もが意識的には理解していると思うが、本当のところはどうか、アンケート等によるデータの把握等を通じて実態の姿を把握する努力が必要かと思えます。
- ・ 実務上、暴力の防止と救済に関しては、福祉課及び警察等の関係機関と連携を図り、シュミレーションを行う必要がある。
- ・ 研修、啓発で意識づけをする。
- ・ 小・中・高生を対象としたDV研修は必ず必要と思えます。
- ・ すべての人が人権を侵害されることがなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態を保てるよう心身の健康に関する支援は必要と思われる。

- ・ 暴力の根絶は男女共同参画社会の基本だと思います。
- ・ あらゆる形態の暴力の防止を救済に。人類にとって戦争ほど罪深く恐ろしいものはない。
- ・ 24時間利用可能な相談窓口やシェルター等の整備が必要。

【重点的に取り組むこと6】男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
26	母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前：不妊治療助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出），初妊婦講座，妊婦健康診査，プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査，産後健康診査，産後ケア事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4か月児，6～7か月児，9～11か月児，1歳6～7か月児，3歳児），歯科健康診査（2歳児，2歳6か月児），すくすくお誕生日教室，親子教室（2歳児，4歳児），子育てサロン，予防接種，発達相談 	健康課	75.0%	A
27	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診等：胃がん検診，腹部超音波検診，大腸がん検診，肺がん検診，肝炎ウイルス検診，子宮頸がん検診，乳がん検診，骨粗しょう症検診，前立腺がん検診，特定健診，長寿健診，歯周疾患健診 ・保健指導：特定保健指導，ハイリスク者運動教室，糖尿病性腎症重症化予防事業 ・集団健康教育：特定健診結果報告会，成人講座，高齢者学級 ・家庭訪問：家庭訪問（精神・障害・生活習慣・その他） ・健康相談：総合健康相談，成人歯科ブラッシング相談 ・地域自殺対策強化：こころの相談会，SOSの出し方講座 ・健康づくり推進：市民健康教室，ヨガ体験事業 ・介護予防普及啓発：筋トレサロン，フレイル予防教室，男性料理教室，高齢者栄養教室 ・地区組織活動：保健推進員活動事業，食生活改善推進員活動事業，健康指導員活動事業 	健康課	50.0%	B
28	生涯スポーツの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・枕崎きばらん海クラブ ・カッター教室 	保健体育課	66.7%	B
重点的に取り組むこと6・配慮度				64.3%	B

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとられることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	2	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	1	2	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	3
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	1	0	2
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	1	2
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	1	0	2
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	1	2	0
重点的に取り組むこと6・配慮項目	9	5	10
重点的に取り組むこと6・配慮度（9/14）	64.3%		B

③ 主な取組状況

- ・ 母子保健サービスについては、主に母親とその子どもを中心に支援を行っているが、父親が子育てに関する知識を得て、育児協力ができるよう、初妊婦講座や乳幼児健康診査への父親の参加を呼びかけていく必要がある。
- ・ 男女の生活習慣や意識、就労、生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発、相談体制の充実を図っているが、多くの男性は予防や改善への意識・意欲が低いとため、事業参加者や相談者が少ない状況である。
- ・ 枕崎きばらん海クラブでは113種類のスポーツ教室を開講し、老若男女幅広い年代が本クラブで交流しスポーツに親しんだ。また、カッター教室では各小・中学校へ参加を呼びかけたところ、男女ともに多くの参加者が集まった。より一層市民のニーズに答えていきたい。

④ 【重点的に取り組むこと6】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は64.3%となっており他の重点的に取り組むことと比べると配慮度が低くなっている。今後、事業を企画・実施する際には、様々な立場に立った男女共同参画の視点に配慮して行っていく必要がある。

配慮項目別に見ていくと③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データによる現状把握、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修会の参加について、取組の強化を要する事業がある。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念の浸透を図り、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応する男女共同参画の視点に立って、誰もがその生涯を通じて心身の健康について適切な知識・情報を入手し、身体的・精神的・社会的に良好な状態を保てるよう心身の健康に関する支援を行っていく必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ コロナ流行の中での事業の推進は困難な場合が多いのではと思うし、かつ専門的な分野なので、その評価が難しいと思いますが、第2次プランが目指す方向に沿って取り組んでほしいと切望します。
- ・ 「生涯を通じて心身の健康を支援する」という観点から早い段階（乳幼児～中・高生）からの健康意識及び子育て意識を高めていく必要がある。そのために母親だけでなく若い世代の父親への啓発を積極的に取り組んでもらいたい。
- ・ 高齢化に伴い、男女共に感心のあるテーマだと思います。特に、男性の健康診査の受診率を高める必要があります。
- ・ 誰もが心身の健康について適切な知識・情報を入手できるように支援を継続していく必要がある。
- ・ 4月に続き、10月にも育休についての法改正があり、男性の育児休業が注目されています。心身の健康を良好に保てるよう、マクロな視点が求められていると感じます。
- ・ 1人の市民もおろそかにしない包括的な支援。
- ・ 第3次枕崎市共同参画基本計画の通りに施策が進んだら、枕崎市は心豊かな幸福な生涯が得られることでしょう。
- ・ 枕崎きばらん海スポーツクラブのような、市民の健康維持に貢献できるような企画が必要。

【重点的に取り組むこと7】性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				割合	評価	評価
2	高齢者ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守りネットワーク支援事業 ・在宅福祉アドバイザー 	地域包括ケア推進課	62.5%	B	
29	男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「まくらざき家庭教育手帳」の配布と活用 ・「市男女共同参画推進事業」と「県男女共同参画学びの広場推進事業」の実施 	生涯学習課	87.5%	A	
30	子育て環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の規定による教育・保育の支給認定／延長保育事業／一時預かり事業／障害児保育事業（市内の認可保育所及びこども園） ・病児保育事業（体調不良対応型・病児対応型） ・放課後児童健全育成事業（学童保育） 	福祉課	100%	A	A
		<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前：不妊治療助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出），初妊婦講座，妊婦健康診査，プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査，産後ケア事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4か月児，6～7か月児，9～11か月児，1歳6～7か月児，3歳児），歯科健康診査（2歳児，2歳6か月児），すくすくお誕生日教室，親子教室（2歳児，4歳児），子育てサロン，予防接種，発達相談 	健康課	75.0%	A	
31	子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター事業 ・子育て援助活動支援事業 ・子育て短期支援事業 ・要保護児童対策支援会議 	福祉課	100%	A	A
		<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前：不妊治療助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出），初妊婦講座，妊婦健康診査，プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査，産後ケア事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4か月児，6～7か月児，9～11か月児，1歳6～7か月児，3歳児），歯科健康診査（2歳児，2歳6か月児），すくすくお誕生日教室，親子教室（2歳児，4歳児），子育てサロン，予防接種， 	健康課	75.0%	A	

		発達相談				
		・子育て「すくすく講座」の実施 ・「家庭の日」の絵画・ポスター・標語の作品募集	生涯学習課	87.5%	A	
32	高齢者への生きがいづくりの支援	・シルバー人材センターの充実	福祉課	100%	A	A
		・高齢者学級の実施（枕崎地区・桜山地区・別府地区・立神地区・金山地区） ・「子どもとのふれあい交流会」（別府地区が実施）	生涯学習課	87.5%	A	
33	介護保険サービスの充実	・介護関連施設の整備の充実（地域密着型サービス事業所の整備）	福祉課	100%	A	
重点的に取り組むこと7・配慮度				85.7%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：10事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	10	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとられることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	10	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	7	3	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	3	1	6
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	4	0	6
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	3	1	6
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	6	0	4
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	5	3	2
重点的に取り組むこと7・配慮項目	48	8	24
重点的に取り組むこと7・配慮度（48/56）	85.7%		A

③ 主な取組状況

- ・ 子育て等に関する相談や援助について、あらゆる家庭に窓口を開き、それぞれのケースに応じた対応を行った。
- ・ 子育て支援に関して、主に母親と子どもを中心に支援を行っているが、父親の参画についても呼びかけていく必要がある。
- ・ 子育て「すくすく講座」は、計画していた8回全てが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。また、「家庭の日」の絵画・ポスター・標語の作品募集展では、市内全小・中学校から絵画49点、ポスター25点、標語537点の応募があり、作品応募をきっかけとしながら「家族」や「家庭」について考える機会を設けることができた。（ポスターの部で、桜山小学校が学校賞を受賞）
- ・ シルバー人材センターの受託事業については、件数、契約金額とも前年度を下回った。課題は入会者の伸び悩みと退会者増加による会員の減少であり、このことが受託事業の減少の要因となっている。
- ・ 高齢者学級においては、人権に関する研修会が昨年度は1回も実施できていない状況であった。市全体の研修会が中止になったことと、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために高齢者学級そのものが中止になることが多く、なかなか学習の機会を確保することができていない状況となっている。資料等の提供も含め、コロナ禍における研修の在り方について考えていきたい。
- ・ 第8期介護保険事業計画で施設整備計画されていた認知症対応型共同生活介護増床を、桜山校区のグループホーム宝寿庵の敷地内に9床増床し、介護職員のサポートを受けながらアットホームな雰囲気与生活が送れるようにする。
- ・ 在宅福祉アドバイザーとしての訪問活動等の際に、個人としての尊厳が重んじられるよう配慮し、活動を行っていただくように研修会で説明を行っている。

④ 【重点的に取り組むこと7】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は85.7%となっている。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、④研修テーマ、⑥アンケート等による男女別データの状況把握、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修会の参加について、取組の強化を要する事業がある。

少子高齢化の進行や価値観の変化に伴い、家族形態や生活形態の多様化が進んでいる。一人ひとりの生活形態・生活状況の違いによる子育て支援や介護生活支援に係る多様なニーズへの対応を図っていく必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ コロナ禍、社会状況の激変する中であって、事業が推進されており、おおむね評価できる。
- ・ 特に一人世帯への配慮を市自治会等を通してどのように連携を図っていくのか体制を整えていく必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により、全体的に研修会等が中止となった。これからは、そういう場合も想定した対策が必要になると思われます。
- ・ 良くなっていると思う。
- ・ 様々な家族・生活形態に対して多様なニーズへの対応を図り、子育て、介護生活支援を継続していく必要がある。

- ・ 少子高齢化が進行していくことに合わせて、性別や年齢にかかわらずその方の能力を発揮し、生産性を高めていくことが今後必要な在り方と考えます。
- ・ 性別によって、社会的不利益を被ることのないよう、それぞれの人々の生き方の選択ができること。

【重点的に取り組むこと8】仕事と生活の調和を図るための環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
				割合	評価
25	介護休暇制度の推進	・リーフレットによる広報・啓発	水産商工課	100%	A
34	男女の均等な機会と待遇を確保する就労環境の整備	・リーフレットによる広報・啓発 ・新規雇用創出就労環境改善事業	水産商工課	100%	A
35	育児休暇制度の推進	・リーフレットによる広報・啓発	水産商工課	100%	A
36	農林水産・商工業・自営業における男女共同参画の視点に立った環境整備	・家族経営協定の締結	農業委員会	100%	A
		・桜馬場地区農産物生産出荷協議会活動	農政課	100%	A
重点的に取り組むこと8・配慮度				100%	A

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：5事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	5	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	4	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	3	0	2
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	5
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	0	0	5
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	0	5
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	4	0	1

⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	5	0	0
重点的に取り組むこと 8・配慮項目	21	0	19
重点的に取り組むこと 8・配慮度 (21/21)	100%		A

③ 主な取組状況

- ・ 就労環境の整備、介護・育児休業制度について、厚生労働省や労働局が作成するリーフレット等を活用し、市民ホールや水産センターに常備し啓発を行った。今後、男女雇用機会均等法の周知徹底や女性の労働環境の整備に関する意識啓発に努める。
- ・ 市内事業者へ新規雇用創出就労環境改善事業の周知を図り、積極的に就労環境の改善・向上に取り組んでいく。
- ・ 令和3年度は、家族経営協定締結は0件。女性の経営上の位置づけの明確化や経済的向上、男女のワーク・ライフ・バランスや健康確保のためにも家族経営協定の役割は大きいため、家族経営協定の締結に向けて「農業委員会だより」等を利用し積極的に周知していく。
- ・ 毎年恒例の先進地研修視察、栽培講習会、市内圃場見学などコロナの影響で2年連続実施できなかった。今年はコロナの状況を見ながらできる範囲で実施していくように計画を立てていく。女性会員にも積極的に参加を呼びかけ、会員の資質向上を目指す。
- ・ 令和3年度の成果としては青空市のイベントである品評会の入賞者がすべて女性だったことである。女性が仕事と生活の調和を図りながら技術を習得し向上心をもって野菜作りに取り組んでいることが評価され、活躍につながっている。さらに農産物の生産技術、経営能力が向上するように、男女を問わず会員同士のコミュニケーションを図り、情報交換の場でもある会の行事や研修視察に参加しやすい環境を作る必要がある。

④ 【重点的に取り組むこと 8】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は100%となっている。しかし、就労環境の整備や各種制度について、積極的な改善・向上を続けていかなければならない。

少子高齢化の進展、人口減少、経済のグローバル化など社会経済環境の変化の中で、職場優先の考えや長時間労働、男性中心型労働の慣行は男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼす。また、女性の活躍を阻害する要因にもなっている。

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものであり、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から重要であるとともに、ダイバーシティの推進による社会・経済の活性化という点からも要請される。男女が共に働きやすい環境づくりにより、仕事と生活の調和を図っていく必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ 国、県などの施策の中で、それらを積極的に推進する姿勢で事業が進行されており、評価できる。
- ・ 仕事先での勉強会がなされているか？
- ・ もっと改善が必要だと思う。
- ・ 男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼす慣行や活躍を阻害する要因について考え、

共に働きやすい環境づくりに努めていくことが重要である。

- ワークライフバランスの安定が就労状況に大きく影響しています。
- 一人ひとりの命が大切にされ、未来に希望を見いだせる環境が整備されること。

【重点的に取り組むこと9】政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
37	各種審議会への女性委員の積極的登用	・ 審議会・協議会等委員の名簿作成	企画調整課	100%	A
重点的に取り組むこと9・配慮度				100%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
38	女性の提言機会の提供	該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：1事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	0	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	0	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	0	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	0	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	1	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	1	0	0
重点的に取り組むこと9・配慮項目	3	0	5
重点的に取り組むこと9・配慮度（3/3）	100%		A

④ 主な取組状況

- ・ 女性委員の比率及び年次変化については、過去5年間において17～20%となっており、平成30年度から令和2年度までは20%を超えていたが令和3年度は19.7%となり、目標の30%には及ばない状況である。充て職などの委員がある審議会・協議会もあるが、今後も各課が所管する審議会・協議会等において女性委員の登用の推進を継続して依頼していく。

⑤ 【重点的に取り組むこと9】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は100%となっている。

しかし、審議会・協議会等の女性委員比率30%という目標に対して19.7%と、依然として取組の強化が必要である。

多様化する地域課題の解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に女性のみならず、様々な立場や考え方を持つ当事者や地域の声を反映していくことが必要であり、そのような場における男女共同参画を進めることが重要である。

国の第5次男女共同参画基本計画においても「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」という目標を掲げており、家庭・地域・職場などあらゆる分野において意思決定の過程に多様な立場の人が参画する機会の拡大に向けた環境整備を進めていくことが必要である。

⑥ 外部評価（審議会）

- ・ 未実施のNo. 38については、その実施の可能性について、関連する団体等の声等も収集しながら、研究する必要はあるかと思えます。
- ・ 市民の人口比率は女性が多い。優秀な人材も多い。ぜひ掘り起こしをしてほしいです。
- ・ 決定の過程に様々な考え方や地域の意見等を反映させ、基本計画に掲げた目標に近づくよう環境整備を進めていくことが重要と思われる。
- ・ 女性委員の登用を進めるためには、その準備としてまず女性の声を聴くところから始めなければいけないと思えます。「なぜ、委員になりたがらないのか？」解決できることが多々ありそうです。
- ・ 政策方針決定過程への女性の参画拡大目標値30%
- ・ 地域活動を始め、様々な活動には多くの女性が参加。一方で政策決定過程への参画は進んでいないのが現状。各種審議会委員の選出のときは女性参加拡大に取り組むことが必要。
- ・ 誰ひとり取り残さない、人権を基本にした、差別のない社会の実現。

【重点的に取り組むこと 10】 地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
				割合	評価
39	生涯学習における住民自治意識の啓発	・生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	75.0%	A
40	地域活動への若年層の参加の意識啓発	・生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	75.0%	A
41	女性の視点から見る防災・災害復興に関する取組の推進	・枕崎市総合防災訓練 ・枕崎市地域防災計画の修正（枕崎市地域防災会議の開催）	総務課	85.7%	A
		・市総合防災訓練	企画調整課	100%	A
重点的に取り組むこと 10・配慮度				83.9%	A

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：4事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	4	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	4	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	1	3	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	2	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	4	0	0
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	4	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	4	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	4	0	0

重点的に取り組むこと 10・配慮項目	26	5	1
重点的に取り組むこと 10・配慮度 (26/31)	83.9%		B

③ 主な取組状況

- 生涯学習フェスティバルの内容については、優良社会教育関係等功労者表彰や意見・体験活動発表、講演などあらゆる分野において性別にかかわらず個性と能力を十分発揮できるように努めている。2年に及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大により3年ぶりに感染症対策を行い、規模を縮小して開催した。このように学びの機会が減少している状況であるため、感染症対策を万全にしながら学ぶ喜びを地域住民が感じられる環境づくりに努めていき、年1回の貴重な発表の場への参加者を増やしていきたい。
- 総合防災訓練については、企画・準備に入る前に中止を決定したが、枕崎市男女共同参画フォーラムと合同開催という形で、住民の防災意識を高める枕崎市防災研修会を開催した。また、地域防災計画の修正においては、毎年度見直しを行い、地域における生活者の多用な視点を反映した防災対策が図られるよう修正している。今後も老若男女の特性に配慮した多様なニーズに対応できる防災事業に努める。

④ 【重点的に取り組むこと 10】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は83.9%となっている。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、④研修テーマについて、取組の強化を要する事業がある。

行政サービスのみでは対応が難しい多様で複雑な生活上の困難を抱える人が増えている状況があり、住民による自助・共助の力が求められている。しかし、地域社会の多様化・人口減少など急速な社会の変化を背景に、人々の帰属意識や連帯意識は希薄化する傾向にあり、持続可能な地域活力の醸成が難しくなっている。また、地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行が方針決定の場での女性・若年層など多様な人の参画を拒む要因となっていることが考えられる。

このような地域社会を取り巻く状況に対応していくため、一人ひとりに最も身近な暮らしの場である地域で男女共同参画を進めることを通して、人々の「人権意識の醸成」、「自治意識の向上」を培い、性別・世代・障害の有無などにかかわらず、誰もが自治の担い手として活躍できる新たなコミュニティづくりへの要請が高まっており、新たな取組を行っていく必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- コロナ流行期にあっては対象事業の推進は難しいので、今後開催時の具体的取組プランを立てておくことが大切かと思えます。
- 様々な自治会の声を聞くと、人材育成が課題であると考えられる。これまでの各地域が築いてきた伝統は尊重しながら、継続・維持の観点から、男女関係なく総がかりの取組意識の醸成が必要と感じる。コミュニティの在り方は大きな課題の一つである。
- 地域事業に参加する様に勧める。
- 災害が増えています。防災対策を自分のこととして捉える訓練が必要と思えます。
- 誰もが自治の担い手としての意識を持ち、活躍できる新たなコミュニティづくりの実現を目指し取り組んでいくことが重要と思われる。
- 地域コミュニティづくりを成功している自治区があるので、参考にしていくことが近道だと思います。

- 一人の人間として幸せに生きていける人権尊重の社会を女性だけでなく、男性との協働作業によって実践していく。

【重点的に取り組むこと 11】男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
42	国・県・近隣自治体・関係機関との連携	・かごしま男女共同参画自治体研究会 ・広報紙やホームページによる広報	企画調整課	100%	A
43	男女共同参画審議会の機能発揮	・枕崎市男女共同参画審議会の開催	企画調整課	75.0%	A
44	男女共同参画推進委員会の機能発揮	・枕崎市男女共同参画推進委員会の開催	企画調整課	66.7%	B
45	男女共同参画推進担当課の機能発揮	・男女共同参画研修会（職員研修）の開催 ・第2次男女共同参画プランの進行管理（実施事業No.47） ・枕崎市男女共同参画審議会の開催（実施事業No.43） ・枕崎市男女共同参画推進委員会の開催（実施事業No.44）	企画調整課	87.5%	A
47	「男女共同参画プラン」の進行管理	・第2次枕崎市男女共同参画プランの進捗状況調査	企画調整課	100%	A
48	情報収集・提供	・男女共同参画に関する市民意識調査 ・広報紙やホームページによる広報	企画調整課	100%	A
49	施策策定等に当たっての配慮	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A
重点的に取り組むこと 11・配慮度				85.7%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
46	県地域推進員との連携	・該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：7事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	4	0	3
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとられることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	4	0	3

③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	1	3	3
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	3	0	4
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	4
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	2	3
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	6	0	1
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	7	0	0
重点的に取り組むこと 11・配慮項目	30	5	21
重点的に取り組むこと 11・配慮度（30/35）	85.7%		A

④ 主な取組状況

- ・ 県内有志の市町で構成する「かごしま男女共同参画自治体研究会」等を活用して、今後も情報交換や情報共有を行い、男女共同参画行政の推進に取り組んでいきたい。また、講演会等の情報を広く周知するため、今後も県や他市と連携し情報発信を行っていく。
- ・ 令和3年度は、主に第3次枕崎市男女共同参画基本計画について協議を行った。コロナ禍で自主勉強会は開催できなかったが、それぞれの立場からの男女共同参画に関する意見が挙げられた。
- ・ 副市長が委員長で関係課長により構成される「枕崎市男女共同参画推進委員会」は、令和3年度に策定する第3次枕崎市男女共同参画基本計画案について、総合的かつ効果的に推進するために会議を開催し協議を行った。

⑤ 【重点的に取り組むこと 11】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は85.7%となっている。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

市が実施する施策について、その施策が男女共同参画社会の形成の促進に直接関係しないものであっても、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも視野に入れた上で、男女共同参画の視点に立ち全庁内に施策の見直しを進めていく必要がある。

⑥ 外部評価（審議会）

- ・ No. 46 は今後の課題ですね。おおむね評価できると思います。
- ・ それぞれの担当課が実働的な取組を積極的に推進することが全体としての整備づくりとなる。
- ・ 実施していく施策について、男女共同参画の視点も考え、進めていくことが必要と思われる。
- ・ 県内有志の市町で構成されている「かごしま男女共同参画自治体研究会」すばらしいです。
- ・ 公民館長などの集まりで、詳細に説明し、その後もちかえってもらい、それぞれのエリアで広報してもらおう。

5. 参考資料

(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程

平成11年3月31日訓令第7号

〔注〕平成17年3月から改正経過を注記した。

改正

平成13年3月30日訓令第1号
平成14年11月18日訓令第4号
平成17年3月31日訓令第1号
平成18年3月31日訓令第16号
平成19年3月31日訓令第3号
平成21年3月31日訓令第2号
平成22年3月31日訓令第1号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 枕崎市男女共同参画プランの総合的な推進に関すること。
- (2) 関係課等の男女共同参画の推進に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 枕崎市男女共同参画推進懇話会からの提言に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月18日訓令第4号）

この訓令は、平成14年11月18日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第16号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長

企画調整課長

財政課長

市民生活課長

健康課長

福祉課長

農政課長

水産商工課長

教育委員会学校教育課長

教育委員会生涯学習課長

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第18条）

第4章 枕崎市男女共同参画審議会（第19条—第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

枕崎市においても、平成14年3月に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する取組を行ってきたが、配偶者等に対する暴力、性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した社会通念、慣行等は依然として根強く存在しており、真の男女平等への妨げとなる多くの課題が残されている。

このような状況を踏まえ、枕崎市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていく上で、全ての人が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し合いながら、いかなる場合でも性別による差別的取扱いを受けることなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現のための基本理念を定め、必要な取組を、市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 性別に関わりなく全ての人々が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

(4) 事業者等 営利、非営利であるかを問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等相互に親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者から振るわれる個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 性別に関わりなく全ての人、個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、全ての人々の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 全ての人々が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する全ての人々が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 全ての人々が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、事業活動と家庭、地域等における活動との両立を支援するため、活動環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第8条 市及び市民等は、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる場合においても次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 市及び市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は前条各号に掲げる行為を助長する表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する枕崎市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、法制上又は財政上の措置を講ずるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報啓発活動等必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(防災分野における男女共同参画の推進)

第15条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に関し、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市民等の申出)

第18条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等からの申出があったときは、適切に処理するものとする。

2 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する行為に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携して、適切に処理するものとする。

第4章 枕崎市男女共同参画審議会

(審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、枕崎市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 基本計画に関し、第10条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する者で公募に応じた者

(3) 関係団体の推薦による者

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わることができない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている枕崎市男女共同参画プランは、第10条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

(枕崎市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 枕崎市報酬及び費用弁償条例(昭和31年枕崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。
[次のよう略]

「第2次枕崎市男女共同参画プラン」

令和3年度実施状況報告書

令和5年2月発行

枕崎市企画調整課政策推進係

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地